

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	1-2
許認可等の種類	准看護師免許の訂正・書換え			
根拠法令条例等・ 条項	保健師助産師看護師法施行令第2条第2項、第3条第3項、同第4項、第6条第2項、同第3項、同第4項			
許認可等の概要	准看護師籍の訂正・准看護師免許証の書換え交付			
審査基準 (未設定の場合は その理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・保健師助産師看護師法施行令 第二条(略)</p> <p>2 准看護師籍には、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>一 登録番号及び登録年月日</p> <p>二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)、氏名、生年月日及び性別</p> <p>三 准看護師試験合格の年月及び試験施行地都道府県名</p> <p>四 法第十四条第二項の規定による処分に関する事項</p> <p>五 法第十五条の二第四項に規定する准看護師再教育研修を修了した旨</p> <p>六 その他厚生労働大臣の定める事項</p> <p>第三条～2(略)</p> <p>3 准看護師は、前条第二項第二号の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、免許を与えた都道府県知事に准看護師籍の訂正を申請しなければならない。</p> <p>4 前三項の申請をするには、申請書に申請の事由を証する書類を添えなければならない。</p> <p>5(略)</p> <p>第六条(略)</p> <p>2 准看護師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許を与えた都道府県知事に免許証の書換え交付を申請することができる。</p> <p>3 前二項の申請をするには、申請書に免許証を添えなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の申請は、就業地の都道府県知事を経由してすることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	10日			
期間の制定根拠	—			